

## 国内売上高等の計算方法に係る届出規則の一部改正について

平成23年4月28日  
公正取引委員会

- 1 公正取引委員会は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）等の改正に伴う「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則」（昭和28年公正取引委員会規則第1号。以下「届出規則」という。）の改正案を平成23年3月4日に公表し、同年4月4日を期限（注）として、広く意見を募集したところである。

（注）東日本大震災により、期限までに意見の提出が困難となった場合には、その旨付記して平成23年4月11日までに提出がなされれば、期限内に提出されたものとして取り扱うこととしていた。

- 2 今回の意見募集では、改正案に対する意見が提出されなかった。このため、届出規則を改正案のとおり改正することとした。  
なお、改正された届出規則は、本日から施行されている。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課  
電話 03-3581-3719（直通）  
ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>

○公正取引委員会規則第二号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十条第二項及び第十八条の二の規定に基づき、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年四月二十八日

公正取引委員会委員長 竹島 一彦

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、

報告及び届出等に関する規則の一部を改正する規則

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和二十八年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、会社等が財務諸表提出会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する

規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この項において「財務諸表規則」という。）第五条第一項第一号に規定する財務諸表提出会社をいう。以下この項において同じ。）又は外国の法令に基づく財務計算に関する書類で財務諸表（財務諸表規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。以下この項において同じ。）に相当するものを作成する会社（以下この項において「外国財務諸表提出会社」という。）である場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもつて国内売上高とすることができる。ただし、当該各号に定める額が前項の規定に従い計算した国内売上高と著しく異なることが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 会社等が財務諸表提出会社である場合 財務諸表規則第八条の二十九第二項第二号に規定する地域ごとの情報のうち本邦に係る売上高

二 会社等が外国財務諸表提出会社である場合 財務諸表に相当するものに記載される売上高のうち国内売上高に相当するもの

第二条の三第一項中「以下」を「以下この項において」に改め、同項第一号イ中「のうち連結損益計算書における売上高から、当該連結財務諸表における海外売上高（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に

関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五号）附則第三条第一項第二号の規定によりなお従前の例によることとされる同令第二条の規定による改正前の連結財務諸表規則第十五条の二第三項に規定する「海外売上高」を「における連結本邦売上高（連結財務諸表規則第十五条の二第二項第二号に規定する地域ごとの情報のうち本邦に係る売上高）」に改め、「を控除した額」を削り、同項第三号イ中「のうち連結損益計算書における売上高から、当該連結財務諸表における海外売上高を控除した額」を「における連結本邦売上高」に改める。

第二条の五第一項第一号イ及び同項第三号イ中「のうち連結損益計算書における売上高から、当該連結財務諸表における海外売上高を控除した額」を「における連結本邦売上高」に改める。

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第二項（同条第五項の規定によりみなして適用する場合を含む。）、第十五条第二項、第十五条の二第二項若しくは第三項、第十五条の三第二項又は第十六条第二項の規定による届出に係る最終事業年度が平成二十二年四月一日前に開始したものについては

、  
なお従前の例による。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則の一部を改正する規則案新旧対照条文  
 (傍線部分は改正部分)

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則(昭和二十八年公正取引委員会規則第一号)

改正後	現行
<p>(国内売上高)                      第二条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、会社等が財務諸表提出会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十一年大蔵省令第五十九号。以下この項において「財務諸表規則」という。)(第五条第一項第一号に規定する財務諸表提出会社をいう。以下この項において同じ。)(又は外国の法令に基づき財務計算に関する書類で財務諸表(財務諸表規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。以下この項において同じ。))に相当するものを作成する会社(以下この項において「外国財務諸表提出会社」という。))である場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって国内売上高とすることができる。ただし、当該各号に定める額が前項の規定に従い計算した国内売上高と著しく異なることが明らかであると認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 会社等が財務諸表提出会社である場合 財務諸表規則第八条の二十九第二項第二号に規定する地域ごとの情報のうち本邦に係る売上高</p> <p>二 会社等が外国財務諸表提出会社である場合 財務諸表に相当するものに記載される売上高のうち国内売上高に相当するもの</p> <p>3 会社等は、第一項各号の規定による売上高を計算することができない場合においては、同項の規定にかかわらず、適正かつ合理的な範囲内において、同項の規定の趣旨及び一般に</p>	<p>(国内売上高)                      第二条 (略)</p> <p>2 会社等は、前項各号の規定による売上高を計算することができない場合においては、同項の規定にかかわらず、適正かつ合理的な範囲内において、同項の規定の趣旨及び一般に公</p>

公正妥当と認められる会計処理の基準に基づくものであつて、同項の規定とは異なる計算方法により国内売上高を計算することができる。

(企業結合集団の国内売上高合計額)

第二条の三 前条の規定にかかわらず、当該企業結合集団に属する会社等のうちに連結財務諸表提出会社(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項において「連結財務諸表規則」という。)) 第二条第一号に規定する連結財務諸表提出会社をいう。以下この項及び第三項並びに第二条の五第一項及び第三項において同じ。)又は外国の法令に基づく財務計算に関する書類で連結財務諸表(連結財務諸表規則第一条第一項に規定する連結財務諸表をいう。以下この項及び第三項並びに第二条の五第一項及び第三項において同じ。)に相当するもの(以下この項及び第三項並びに第二条の五第一項及び第三項において「外国連結財務諸表」という。)を作成する会社(以下この項及び第三項並びに第二条の五第一項及び第三項において「外国連結財務諸表提出会社」という。)がある場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもつて国内売上高合計額とすることができる。ただし、当該各号に定める額が前条の規定に従い計算した国内売上高合計額と著しく異なることが明らかであるときは、この限りでない。

- 一 当該企業結合集団に属する会社等のうちに一又は二以上の連結財務諸表提出会社であつて他の連結財務諸表提出会社若しくは外国連結財務諸表提出会社の子会社でないものがある場合(第三号に規定する場合を除く。)
- イ及びロに掲げる額の合計額

正妥当と認められる会計処理の基準に基づくものであつて、同項の規定とは異なる計算方法により国内売上高を計算することができる。

(企業結合集団の国内売上高合計額)

第二条の三 前条の規定にかかわらず、当該企業結合集団に属する会社等のうちに連結財務諸表提出会社(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。)) 第二条第一号に規定する連結財務諸表提出会社をいう。以下この項及び第三項並びに第二条の五第一項及び第三項において同じ。)又は外国の法令に基づく財務計算に関する書類で連結財務諸表(連結財務諸表規則第一条第一項に規定する連結財務諸表をいう。以下この項及び第三項並びに第二条の五第一項及び第三項において同じ。)に相当するもの(以下この項及び第三項並びに第二条の五第一項及び第三項において「外国連結財務諸表」という。)を作成する会社(以下この項及び第三項並びに第二条の五第一項及び第三項において「外国連結財務諸表提出会社」という。)がある場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもつて国内売上高合計額とすることができる。ただし、当該各号に定める額が前条の規定に従い計算した国内売上高合計額と著しく異なることが明らかであるときは、この限りでない。

- 一 当該企業結合集団に属する会社等のうちに一又は二以上の連結財務諸表提出会社であつて他の連結財務諸表提出会社若しくは外国連結財務諸表提出会社の子会社でないものがある場合(第三号に規定する場合を除く。)
- イ及びロに掲げる額の合計額

イ 当該一又は二以上の連結財務諸表提出会社の作成する連結財務諸表における連結本邦売上高（連結財務諸表規則第十五条の二第二項第二号に規定する地域ごとの情報のうち本邦に係る売上高をいう。以下この項及び第二条の五第一項において同じ。）をそれぞれ合計した額

ロ（略）

二（略）

三 当該企業結合集団に属する会社等のうちに一又は二以上の連結財務諸表提出会社であつて他の連結財務諸表提出会社若しくは外国連結財務諸表提出会社の子会社でないもの及び一又は二以上の外国連結財務諸表提出会社であつて他の連結財務諸表提出会社若しくは外国連結財務諸表提出会社の子会社でないものがある場合 次に掲げる額の合計額  
イ 当該一又は二以上の連結財務諸表提出会社の作成する連結財務諸表における連結本邦売上高をそれぞれ合計した額

ロ・ハ（略）

2・3（略）

（他の会社の国内売上高及び当該他の会社の子会社の国内売上高を合計した額）

第二条の五 前条の規定にかかわらず、当該他の会社等のうち連結財務諸表提出会社又は外国連結財務諸表提出会社があ

イ 当該一又は二以上の連結財務諸表提出会社の作成する連結財務諸表のうち連結損益計算書における売上高から、当該連結財務諸表における海外売上高（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五号）附則第三条第一項第二号の規定によりなお従前の例によることとされる同令第二条の規定による改正前の連結財務諸表規則第十五条の二第三項に規定する海外売上高をいう。以下この項及び第二条の五第一項において同じ。）を控除した額をそれぞれ合計した額

ロ（略）

二（略）

三 当該企業結合集団に属する会社等のうちに一又は二以上の連結財務諸表提出会社であつて他の連結財務諸表提出会社若しくは外国連結財務諸表提出会社の子会社でないもの及び一又は二以上の外国連結財務諸表提出会社であつて他の連結財務諸表提出会社若しくは外国連結財務諸表提出会社の子会社でないものがある場合 次に掲げる額の合計額  
イ 当該一又は二以上の連結財務諸表提出会社の作成する連結財務諸表のうち連結損益計算書における売上高から、当該連結財務諸表における海外売上高を控除した額をそれぞれ合計した額

ロ・ハ（略）

2・3（略）

（他の会社の国内売上高及び当該他の会社の子会社の国内売上高を合計した額）

第二条の五 前条の規定にかかわらず、当該他の会社等のうち連結財務諸表提出会社又は外国連結財務諸表提出会社があ



る場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもつて当該他の会社等の国内売上高を合計した額とすることができる。ただし、当該各号に定める額が前条の規定に従い計算した当該他の会社等の国内売上高を合計した額と著しく異なることが明らかであるときは、この限りでない。

一 当該他の会社等のうちに一又は二以上の連結財務諸表提出会社であつて他の連結財務諸表提出会社若しくは外国連結財務諸表提出会社の子会社でないものがある場合（第三号に規定する場合を除く。） イ及びロに掲げる額の合計額

イ 当該一又は二以上の連結財務諸表提出会社の作成する連結財務諸表における連結本邦売上高をそれぞれ合計した額

ロ (略)

二 (略)

三 当該他の会社等のうちに一又は二以上の連結財務諸表提出会社であつて他の連結財務諸表提出会社若しくは外国連結財務諸表提出会社の子会社でないもの及び一又は二以上の外国連結財務諸表提出会社であつて他の連結財務諸表提出会社若しくは外国連結財務諸表提出会社の子会社でないものがある場合 次に掲げる額の合計額

イ 当該一又は二以上の連結財務諸表提出会社の作成する連結財務諸表における連結本邦売上高をそれぞれ合計した額

2・3 ロ・ハ (略)

る場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもつて当該他の会社等の国内売上高を合計した額とすることができる。ただし、当該各号に定める額が前条の規定に従い計算した当該他の会社等の国内売上高を合計した額と著しく異なることが明らかであるときは、この限りでない。

一 当該他の会社等のうちに一又は二以上の連結財務諸表提出会社であつて他の連結財務諸表提出会社若しくは外国連結財務諸表提出会社の子会社でないものがある場合（第三号に規定する場合を除く。） イ及びロに掲げる額の合計額

イ 当該一又は二以上の連結財務諸表提出会社の作成する連結財務諸表のうち連結損益計算書における売上高から、当該連結財務諸表における海外売上高を控除した額をそれぞれ合計した額

ロ (略)

二 (略)

三 当該他の会社等のうちに一又は二以上の連結財務諸表提出会社であつて他の連結財務諸表提出会社若しくは外国連結財務諸表提出会社の子会社でないもの及び一又は二以上の外国連結財務諸表提出会社であつて他の連結財務諸表提出会社若しくは外国連結財務諸表提出会社の子会社でないものがある場合 次に掲げる額の合計額

イ 当該一又は二以上の連結財務諸表提出会社の作成する連結財務諸表のうち連結損益計算書における売上高から、当該連結財務諸表における海外売上高を控除した額をそれぞれ合計した額

2・3 ロ・ハ (略)